誓　　約　　書

里庄町有害鳥獣被害防止防護柵設置事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

１．補助金を活用して設置する下記の防護柵について、設置後から５年間（５年を経過した日の属する年度の３月３１日まで）は、適切な維持管理を行います。

２．防護柵を設置した農地（設置場所）について、設置後から５年間（５年を経過した日の属する年度の３月３１日まで）は、適切な維持管理を行うとともに、農地法に基づく農地転用の申請を行いません。

３．防護柵を設置した農地（設置場所）について、補助事業完了後の柵の補修、補強、新設、増設、再設置等は、補助の対象にならない（１つの農地に対し補助は１度だけである）ことを確認しました。

４．補助事業が完了した年度の翌年度の４月１日から起算して５年間は、当該補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、保管します。

　上記内容について違反した場合には、交付された補助金の全部又は一部を返還することになっても何ら異議を申し立てません。

年　　　月　　　日

里庄町長　　殿

申請者　住所

氏名

記

有害鳥獣被害防止防護柵の設置場所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | 防護柵の種類 | 防護柵の延長（ｍ） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |